



インターネットでの情報提供

提供予定日 2月19日

平成26年2月18日(火) 県政記者クラブ配布資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
子ども家庭課	児童養護係	牧村 義和	058-272-8325(直通) 内線 2636

「児童養護施設等サポーター制度」の創設について

県内には、児童虐待や貧困などの理由で親の養育が困難な子どもたちの入所施設として、児童養護施設が10施設、乳児院が2施設あり、約550人が入所しています。

このたび、児童養護施設等や施設に入所する児童を社会全体で支え、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援するため、「児童養護施設等サポーター制度」を創設しました。サポーターとして登録していただいた県内の企業等に、入所児童を対象とした職場体験や社会見学の受入、企業の特色を生かしたサービスの提供等を通じて、児童養護施設等を支援していただく制度です。

県内の企業、団体等、多くのご支援をお願いします。

記

1 サポーターの募集対象

県内に本社または事業所を有する企業、団体、法人

2 児童養護施設等へのサポート内容(例)

入所児童の生活・自立支援	職場体験・研修生の受け入れ、進学支援(奨学金等)等
企業の特色を生かした支援	マナー教室(飲食店)、メイクアップ教室(理美容店)、修繕・メンテナンス(土木建築会社、ビルメンテナンス会社)等
児童養護施設等の運営支援	寄付、募金、イベント支援(文化祭、スポーツ大会)等
児童養護施設等との交流	施設主催のイベントへの参加、社員のボランティア等

3 サポーター制度の流れ

- (1) 県内企業等が「児童養護施設等サポーター」として登録する。
- (2) 県は、登録企業に対し、メールマガジン等により県内の児童養護施設等の概要や必要としている支援内容等の情報提供を行う。
(メールマガジンで児童養護施設等や入所児童への理解を深めていただくことも、施設に対する支援と位置付ける。)
- (3) 県が、児童養護施設等とサポーター企業とのマッチングを行う。

(4) サポーター企業がサポートを実施する。

※県は、サポーター企業とその取組みについて県ホームページへ掲載することによりサポーター企業をPRするとともに、毎月1回メールマガジンを発行し、児童養護施設等の紹介やサポーターによる支援事例、各施設が必要としている支援情報の提供を行う。

4 申込み先・問合せ先

岐阜県健康福祉部子ども家庭課 児童養護係

郵 送 〒500-8570 岐阜県藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111 (内線2636)

FAX 058-278-2644

E-mail c11217@pref.gifu.lg.jp

※制度の概要や申込書のダウンロード等は、下記のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/kocho-koho/event-calendar/bosyu/ko-domo/jidou-yougo-spt/>